

議案第 3 4 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 3 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による国民健康保険における子ども・子育て支援納付金の創設に伴う保険税率等の改正、保険税負担の公平性の確保及び低所得層の負担の軽減を図ることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「66万円を超える場合」を「67万円を超える場合」に、「66万円とする」を「、67万円とする」に改め、同条第3項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第4項中「17万円とする」を「、17万円とする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第6条第1号中「及び第26条第1項」を「、第18条及び第30条第1項」に

改める。

第7条中「100分の3.35」を「100分の3.10」に改める。

第9条中「1万4,100円」を「1万3,200円」に改める。

第10条第1号中「9,000円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「4,500円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「6,750円」を「6,300円」に改める。

第33条を第38条とし、第30条から第32条までを5条ずつ繰り下げ、第29条の2を第34条とし、第27条から第29条までを4条ずつ繰り下げる。

第26条第1項中「66万円」を「67万円」に、「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「、17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ウ中「9,870円」を「9,240円」に改め、同号エ(ア)中「6,300円」を「5,880円」に改め、同号エ(イ)中「3,150円」を「2,940円」に改め、同号エ(ウ)中「4,725円」を「4,410円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について34円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について588円

(イ) 特定世帯 1世帯について294円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について441円

第26条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ウ中「7,050円」を「6,600円」に改め、同号エ(ア)中「4,500円」を「4,

200円」に改め、同号エ(イ)中「2,250円」を「2,100円」に改め、同号エ(ウ)中「3,375円」を「3,150円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について24円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について420円

(イ) 特定世帯 1世帯について210円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について315円

第26条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ウ中「2,820円」を「2,640円」に改め、同号エ(ア)中「1,800円」を「1,680円」に改め、同号エ(イ)中「900円」を「840円」に改め、同号エ(ウ)中「1,350円」を「1,260円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について168円

(イ) 特定世帯 1世帯について84円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について126円

第26条第2項第2号ア中「2, 115円」を「1, 980円」に改め、同号イ中「3, 525円」を「3, 300円」に改め、同号ウ中「5, 640円」を「5, 280円」に改め、同号エ中「7, 050円」を「6, 600円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第26条第3項中「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「その減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の規定により算定

した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条を第30条に改める。

第25条を第29条とし、第19条から第24条までを4条ずつ繰り下げる。

第18条第1項中「第26条」を「第30条」に改め、同条を第22条とする。

第17条を第21条とする。

第16条中「第19条、第23条及び第24条」を「第23条、第27条及び第28条」に改め、同条を第20条とする。

第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第15条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第16条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第17条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について48円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第18条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について840円
- (2) 特定世帯 1世帯について420円
- (3) 特定継続世帯 1世帯について630円

附則第4項中「第26条」を「第30条」に改め、附則第5項中「及び第26条」を「、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第6項中「及び第26条」を「、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第8項中「及び第26条」を「、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第9項中「及び第26条」を「、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第10項中「及び第26条」を「、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第11項中「及び第26条」を「、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第12項中「及び第26条第1項」を「、第15条及び第30条第1項」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第13項中「及び第26条第1項」を「、第15条及び第30条第1項」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第14項中「及び第26条」を「、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、附則第15項中「及び第26条」を「、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p>

新	旧
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円を超える場合</u>においては、基礎課税額は、<u>67万円とする。</u></p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円を超える場合</u>においては、基礎課税額は<u>66万円とする。</u></p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円とする。</u></p>	<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は<u>17万円とする。</u></p>
<p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額</p>

新	旧
<p>の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条</u>の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.13を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条、<u>第18条及び第30条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条、<u>第18条及び第30条第1項</u>において同じ。）以外の世帯 1世帯について2万4,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.13を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条<u>及び第26条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条<u>及び第26条第1項</u>において同じ。）以外の世帯 1世帯について2万4,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p>

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.10</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.35</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,200円</u>とする。</p>	<p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万4,100円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>8,400円</u></p>	<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>9,000円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 1世帯について<u>4,200円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 1世帯について<u>4,500円</u></p>
<p>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>6,300円</u></p>	<p>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>6,750円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p>	
<p>第15条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.24</u>を乗じて算定する。</p>	
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p>	
<p>第16条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1,200円</u>とする。</p>	
<p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p>	
<p>第17条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について<u>48円</u>とする。</p>	

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</p> <p><u>第18条</u> <u>第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> 1世帯について840円</p> <p>(2) <u>特定世帯</u> 1世帯について420円</p> <p>(3) <u>特定継続世帯</u> 1世帯について630円</p> <p>(賦課期日)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>(徴収の方法)</p> <p><u>第20条</u> 国民健康保険税は、<u>第23条、第27条及び第28条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>(納期)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p><u>第22条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (<u>第30条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。</u>) を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(特別徴収)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(特別徴収義務者の指定等)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p><u>第25条</u> 略</p> <p>(被保険者資格喪失等の場合の通知等)</p> <p><u>第26条</u> 略</p>	<p>(賦課期日)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(徴収の方法)</p> <p><u>第16条</u> 国民健康保険税は、<u>第19条、第23条及び第24条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>(納期)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p><u>第18条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (<u>第26条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。</u>) を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(特別徴収)</p> <p><u>第19条</u> 略</p> <p>(特別徴収義務者の指定等)</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(被保険者資格喪失等の場合の通知等)</p> <p><u>第22条</u> 略</p>

新	旧
<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p>	<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p>
<p><u>第27条</u> 略</p>	<p><u>第23条</u> 略</p>
<p>(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)</p>	<p>(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)</p>
<p><u>第28条</u> 略</p>	<p><u>第24条</u> 略</p>
<p>(普通徴収税額への繰入)</p>	<p>(普通徴収税額への繰入)</p>
<p><u>第29条</u> 略</p>	<p><u>第25条</u> 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p><u>第30条</u> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、<u>26万円</u>)、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)</u>並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、<u>3万円</u>)の合算額とする。</p>	<p><u>第26条</u> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、<u>26万円</u>)<u>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)</u>の合算額とする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>ア・イ 略</p>	<p>ア・イ 略</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,240円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,870円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

新	旧
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>5, 880円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 940円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4, 410円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について34円</u></p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について588円</u></p> <p>(イ) <u>特定世帯 1世帯について294円</u></p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯 1世帯について441円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6, 300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>3, 150円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4, 725円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5, 000円</u>を加算した金額を超えない世</p>

新	旧
<p>税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア・イ 略</p>	<p>ア・イ 略</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,600円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,050円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,150円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,250円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,375円</u></p>
<p>オ・カ 略</p>	<p>オ・カ 略</p>
<p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>600円</u></p>	
<p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 <u>18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について24円</u></p>	
<p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>420円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>210円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>310円</u></p>	

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>5 円</u></p> <p>(3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 7 万 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について <u>2, 6 4 0 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について <u>1, 6 8 0 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1 世帯について <u>8 4 0 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について <u>1, 2 6 0 円</u></p> <p>オ・カ 略</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について <u>2 4 0 円</u></p> <p>ク <u>1 8 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1 8 歳以上被保険者均等割額</u> <u>1 8 歳以上被保険者（第</u></p>	<p>(3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 6 万 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について <u>2, 8 2 0 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について <u>1, 8 0 0 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1 世帯について <u>9 0 0 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について <u>1, 3 5 0 円</u></p> <p>オ・カ 略</p>

新	旧
<p><u>1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10円</u></p> <p><u>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について168円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 1世帯について84円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について126円</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,980円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,300円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,280円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,600円</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円</u></p> <p><u>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u></p>	<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,115円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,525円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,640円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,050円</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>600円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものと</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額及び被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>

新	旧
<p>した場合には、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	
<p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	
<p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合には、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>	
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>第31条 略 (国民健康保険税に関する申告)</p>	<p>第27条 略 (国民健康保険税に関する申告)</p>
<p>第32条 略 (特例対象被保険者等に係る申告)</p>	<p>第28条 略 (特例対象被保険者等に係る申告)</p>
<p>第33条 略 (出産被保険者に係る届出)</p>	<p>第29条 略 (出産被保険者に係る届出)</p>
<p>第34条 略</p>	<p>第29条の2 略</p>

新	旧
<p>(国民健康保険税の納税通知書)</p>	<p>(国民健康保険税の納税通知書)</p>
<p><u>第35条</u> 略</p>	<p><u>第30条</u> 略</p>
<p><u>第36条</u> 略</p>	<p><u>第31条</u> 略</p>
<p>(保険税の減免)</p>	<p>(保険税の減免)</p>
<p><u>第37条</u> 略</p>	<p><u>第32条</u> 略</p>
<p>(国民健康保険税の納期の延長)</p>	<p>(国民健康保険税の納期の延長)</p>
<p><u>第38条</u> 略</p>	<p><u>第33条</u> 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第30条</u>の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第26条</u>の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条</u>及び<u>第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第</p>	<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条<u>及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第</p>

新	旧
<p>33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第30条第1項</u></p>	<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条<u>及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林</p>

新	旧
<p>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条<u>及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条<u>及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又</p>

新	旧
<p>得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条</u>及び<u>第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条</u>及び<u>第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条</p>	<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とある</p>

新	旧
<p>第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条及び第30条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第30条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得</p>	<p>のは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第26条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並び</p>

新	旧
<p>金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条及び第30条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第30条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特</p>	<p>に特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第26条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特</p>

新	旧
<p>例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、<u>第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税</p>	<p>例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方</p>

新	旧
<p>法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

## 改正要旨

### 1 国民健康保険税率等の改正

#### (1) 改正の趣旨

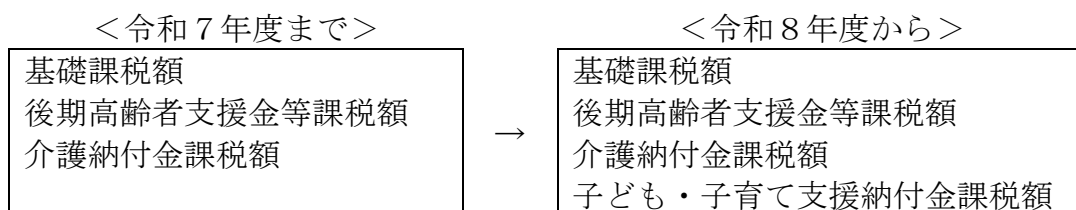
国民健康保険は、財政運営の責任主体である愛知県が県内の市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定した国民健康保険事業費納付金を市町村が納付するとともに、愛知県が保険給付に必要な費用の全額を保険給付費等交付金として市町村に交付することで、国民健康保険税の負担を公平に支え合う仕組みとなっています。

令和8年度は、国民健康保険事業費納付金に「子ども・子育て支援納付金」が新たに加えられること、また、本町の国民健康保険財政を安定的に運営する必要があることを踏まえ、国民健康保険制度の趣旨に則り、被保険者の負担増に留意した上で、必要な国民健康保険税率等の改正を行います。

#### (2) 子ども・子育て支援納付金課税額

令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）により、国が医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとなりました。

改正法では、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、国民健康保険税について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、従来の3つの課税額（基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額）に「子ども・子育て支援納付金課税額」が新たに加えられたため、本条例に、当該課税額に関する事項を定めます。



(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額と18歳以上被保険者均等割額

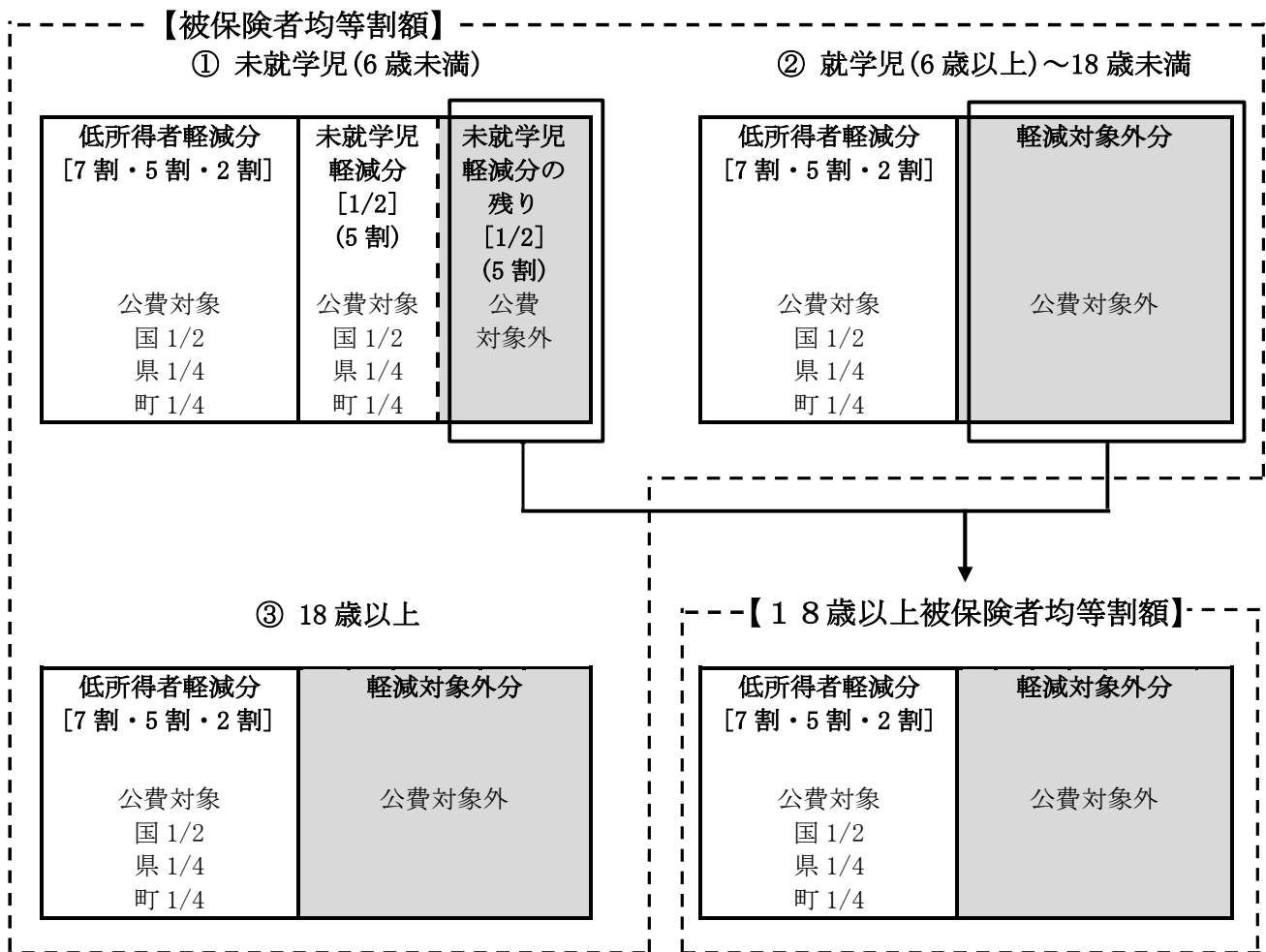
ア 概要

子ども・子育て支援納付金課税額における被保険者均等割額は、出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者（以下「18歳未満の被保険者」という。）は全額軽減されることとなり、その仕組みは、他の3つの課税額と異なり、「被保険者均等割額」と「18歳以上被保険者均等割額」に区分されます。

イ 規定内容

子ども・子育て支援納付金課税額における「被保険者均等割額」と「18歳以上被保険者均等割額」に関する仕組みは、次のようになります。

- ① 「被保険者均等割額」は、18歳未満の被保険者も含めた全被保険者に課税する。「18歳以上被保険者均等割額」は、18歳以上の被保険者のみに課税する。
- ② 低所得者に対する軽減分（7割・5割・2割）は、公費負担される。
- ③ 出生から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者に対する軽減分（5割）は、公費負担される。
- ④ 18歳未満の被保険者の「被保険者均等割額」は全額軽減する。
- ⑤ 18歳未満の被保険者の被保険者均等割額は、まず、「被保険者均等割額」から低所得者軽減（②）に要する額を控除した上で、未就学児軽減（③）の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者に係る10割分（いずれも公費対象外）を全額軽減し、これらを「18歳以上被保険者均等割額」として、18歳以上の被保険者に課税する。



「未就学児軽減の残りの5割分」及び「6歳以上18歳未満の子どもに係る10割分」（いずれも公費対象外）は、18歳以上の国民健康保険被保険者に「18歳以上被保険者均等割」として課税する。

## 2 国民健康保険税率等の改正内容

### (1) 基礎課税額に関する改正

	改正後	改正前	条項
所得割額	8.13%	8.13%	第3条第1項【改正なし】
均等割額	34,200円	34,200円	第5条【改正なし】
平等割額	24,000円	24,000円	第6条第1号【改正なし】
特定世帯	12,000円	12,000円	第6条第2号【改正なし】
特定継続世帯	18,000円	18,000円	第6条第3号【改正なし】

## (2) 後期高齢者支援金等課税額に関する改正

	改正後	改正前	条項
所得割額	3.10%	3.35%	第7条【改正あり】
均等割額	13,200円	14,100円	第9条【改正あり】
平等割額	8,400円	9,000円	第10条第1号【改正あり】
特定世帯	4,200円	4,500円	第10条第2号【改正あり】
特定継続世帯	6,300円	6,750円	第10条第3号【改正あり】

## (3) 介護納付金課税額に関する改正

	改正後	改正前	条項
所得割額	2.65%	2.65%	第11条【改正なし】
均等割額	13,500円	13,500円	第13条【改正なし】
平等割額	6,600円	6,600円	第14条【改正なし】

## (4) 子ども・子育て支援納付金課税額に関する改正

	改正後	改正前	条項
所得割額	0.24%	—	第15条【新設】
均等割額	1,200円	—	第16条【新設】
18歳以上均等割額	48円	—	第17条【新設】
平等割額	840円	—	第18条第1号【新設】
特定世帯	420円	—	第18条第2号【新設】
特定継続世帯	630円	—	第18条第3号【新設】

## (5) 国民健康保険税の減額に関する改正

## ア 7割軽減

	改正後	改正前	条項
基礎課税額分均等割額	23,940円	23,940円	第30条第1項第1号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続)	16,800円	16,800円	第30条第1項第1号イ(ア)【改正なし】

世帯以外の世帯)			
基礎課税額分平等割額 (特定世帯)	8,400円	8,400円	第30条第1項第1号イ(イ)【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)	12,600円	12,600円	第30条第1項第1号イ(ウ)【改正なし】
後期高齢者支援金等分均等割額	9,240円	9,870円	第30条第1項第1号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額(特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	5,880円	6,300円	第30条第1項第1号エ(ア)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額(特定世帯)	2,940円	3,150円	第30条第1項第1号エ(イ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額(特定継続世帯)	4,410円	4,725円	第30条第1項第1号エ(ウ)【改正あり】
介護納付金分均等割額	9,450円	9,450円	第30条第1項第1号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	4,620円	4,620円	第30条第1項第1号カ【改正なし】
子ども・子育て支援納付金課税額分均等割額	840円	—	第30条第1項第1号キ【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分の18歳以上均等割	34円	—	第30条第1項第1号ク【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額(特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	588円	—	第30条第1項第1号ケ(ア)【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額(特定世帯)	294円	—	第30条第1項第1号ケ(イ)【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額(特定継続世帯)	441円	—	第30条第1項第1号ケ(ウ)【新設】

#### イ 5割軽減

	改正後	改正前	条項
基礎課税額分均等割額	17,100円	17,100円	第30条第1項第2号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	12,000円	12,000円	第30条第1項第2号イ(ア)【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯)	6,000円	6,000円	第30条第1項第2号イ(イ)【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)	9,000円	9,000円	第30条第1項第2号イ(ウ)【改正なし】
後期高齢者支援金等分均等割額	6,600円	7,050円	第30条第1項第2号ウ【改正あり】

後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	4,200円	4,500円	第30条第1項第2号エ（ア）【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯）	2,100円	2,250円	第30条第1項第2号エ（イ）【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定継続世帯）	3,150円	3,375円	第30条第1項第2号エ（ウ）【改正あり】
介護納付金分均等割額	6,750円	6,750円	第30条第1項第2号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	3,300円	3,300円	第30条第1項第2号カ【改正なし】
子ども・子育て支援納付金課税額分均等割額	600円	—	第30条第1項第2号キ【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分の18歳以上均等割	24円	—	第30条第1項第2号ク【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	420円	—	第30条第1項第2号ケ（ア）【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額（特定世帯）	210円	—	第30条第1項第2号ケ（イ）【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額（特定継続世帯）	315円	—	第30条第1項第2号ケ（ウ）【新設】

ウ 2割軽減

	改正後	改正前	条項
基礎課税額分均等割額	6,840円	6,840円	第30条第1項第3号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	4,800円	4,800円	第30条第1項第3号イ（ア）【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定世帯）	2,400円	2,400円	第30条第1項第3号イ（イ）【改正なし】
基礎課税額分平等割額（特定継続世帯）	3,600円	3,600円	第30条第1項第3号イ（ウ）【改正なし】
後期高齢者支援金等分均等割額	2,640円	2,820円	第30条第1項第3号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	1,680円	1,800円	第30条第1項第3号エ（ア）【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定世帯）	840円	900円	第30条第1項第3号エ（イ）【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額（特定継続世帯）	1,260円	1,350円	第30条第1項第3号エ（ウ）【改正あり】

介護納付金分均等割額	2,700円	2,700円	第30条第1項第3号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	1,320円	1,320円	第30条第1項第3号カ【改正なし】
子ども・子育て支援納付金課税額分均等割額	240円	—	第30条第1項第3号キ【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分の18歳以上均等割	10円	—	第30条第1項第3号ク【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	168円	—	第30条第1項第3号ケ（ア）【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額（特定世帯）	84円	—	第30条第1項第3号ケ（イ）【新設】
子ども・子育て支援納付金課税額分平等割額（特定継続世帯）	126円	—	第30条第1項第3号ケ（ウ）【新設】

(6) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額の改正

ア 基礎課税額の軽減額

	改正後	改正前	条項
7割軽減世帯	5,130円	5,130円	第30条第2項第1号ア【改正なし】
5割軽減世帯	8,550円	8,550円	第30条第2項第1号イ【改正なし】
2割軽減世帯	13,680円	13,680円	第30条第2項第1号ウ【改正なし】
軽減なし世帯	17,100円	17,100円	第30条第2項第1号エ【改正なし】

\*算定（7割軽減世帯の未就学児の均等割額の場合）

均等割額	34,200円	…①	
7割軽減額	23,940円	…②	(①×0.7)
7割軽減後の均等割額	10,260円	…③	(①-②)
未就学児軽減額	5,130円	…④	(③×0.5)
未就学児軽減後の均等割額	5,130円	…③-④	

イ 後期高齢者支援金等課税額の軽減額

	改正後	改正前	条項
7割軽減世帯	1,980円	2,115円	第30条第2項第2号ア【改正あり】
5割軽減世帯	3,300円	3,525円	第30条第2項第2号イ【改正あり】
2割軽減世帯	5,280円	5,640円	第30条第2項第2号ウ【改正あり】

軽減なし世帯	6,600円	7,050円	第30条第2項第2号エ【改正あり】
--------	--------	--------	-------------------

ウ 子ども・子育て支援納付金課税額の軽減額

	改正後	改正前	条項
7割軽減世帯	180円	—	第30条第2項第3号ア【新設】
5割軽減世帯	300円	—	第30条第2項第3号イ【新設】
2割軽減世帯	480円	—	第30条第2項第3号ウ【新設】
軽減なし世帯	600円	—	第30条第2項第3号エ【新設】

3 国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額の改正

(1) 改正の趣旨

国民健康保険の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額の改正を行うとともに、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を新たに定めるものです。

(2) 課税限度額の改正（第2条、第30条関係）

	改正後	改正前	条項
基礎課税額	67万円	66万円	第2条第2項、第30条第1項【改正あり】
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	第2条第3項、第30条第1項【改正なし】
介護納付金課税額	17万円	17万円	第2条第4項、第30条第1項【改正なし】
子ども・子育て支援納付金課税額	3万円	—	第2条第5項、第30条第1項【新設】

(3) 軽減判定基準額の改正（第30条関係）

5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定基準額を引き上げます（下線部分）。

ア 7割軽減基準額

改正なし	基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円
------	--------------------------------------

イ 5割軽減基準額

改正後	基礎控除額 43 万円 + {(給与所得者等の数 - 1) × 10 万円} + {31 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)}
改正前	基礎控除額 43 万円 + {(給与所得者等の数 - 1) × 10 万円} + {30 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)}

※特定同一世帯所属者

- ・国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者で、引き続き、国民健康保険の被保険者と同一の世帯に属する者をいう。

ウ 2割軽減基準額

改正後	基礎控除額 43 万円 + {(給与所得者等の数 - 1) × 10 万円} + {57 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)}
改正前	基礎控除額 43 万円 + {(給与所得者等の数 - 1) × 10 万円} + {56 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)}

4 施行期日

(1) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

## 5 参考

### (1) 軽減額の改正前・改正後の例

#### ① 7割軽減（改正なし）

(例) 夫（世帯主・67歳）と妻（62歳）の2人が国民健康保険に加入している場合  
夫…給与収入100万円、年金収入100万円  
妻…給与収入80万円

夫 給与収入100万円－所得控除65万円＝35万円…①

夫 年金収入100万円－所得控除110万円－高齢者特別控除15万円(※1)＝0円…②

妻 給与収入80万円－所得控除65万円＝15万円…③

合計所得金額（①＋②＋③）50万円 < 軽減基準額53万円(※2) 【7割軽減 該当】

※1…65歳以上の者の公的年金所得は、年金所得から高齢者特別控除15万円を差し引いた金額となる。

※2…軽減基準額 43万円＋(2人－1)×10万円＝53万円

#### ② 5割軽減（改正あり）

(例) 夫（世帯主・67歳）と妻（65歳）の2人が国民健康保険に加入している場合  
夫…給与収入159万5千円、年金収入130万円  
妻…給与収入90万円、年金収入100万円

夫 給与収入159万5千円－所得控除65万円－所得金額調整控除10万円(※1)  
＝84万5千円…①

※1…所得金額調整控除額の算出

給与収入159万5千円－所得控除65万円＝94万5千円 →10万円超 [10万円]

年金収入130万円－所得控除110万円＝20万円 →10万円超 [10万円]

所得金額調整控除額（給与所得控除後の給与等の金額10万円＋公的年金等に係る雑所得の金額10万円）－10万円＝10万円

- ・給与所得と年金所得の両方を有し、その合計額が10万円を超える者は、その者の総所得金額を計算する場合に、所得金額調整控除額を給与所得から差し引く。
- ・所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円））－10万円
- ・今回の例をこの計算式に当てはめると、夫の給与の所得控除後の金額は94万5千円で10万円を超えており、年金の所得控除後金額は20万円で10万円を超えているため、所得金額調整控除額は10万円となる。

夫 年金収入130万円－所得控除110万円－高齢者特別控除15万円＝5万円…②

妻 給与収入90万円－所得控除65万円＝25万円…③

年金収入100万円－所得控除110万円－高齢者特別控除15万円＝0円…④

【改正前】

合計所得金額 (①+②+③+④) 114 万 5 千円  
＞ 軽減基準額 (※2) 114 万円 【5 割軽減 非該当】

※2…軽減基準額 43 万円 + { (2 人 - 1) × 10 万円 } + { 30 万 5 千円 × (2 人 + 0 人) }  
= 114 万円

【改正後】

合計所得金額 (①+②+③+④) 114 万 5 千円  
＜ 軽減基準額 (※3) 115 万円 【5 割軽減 該当】

※3…軽減基準額 43 万円 + { (2 人 - 1) × 10 万円 } + { (31 万円 × 2 人 + 0 人) }  
= 115 万円

③ 2 割軽減 (改正あり)

(例) 夫 (世帯主・67 歳)、妻 (62 歳)、子 (28 歳) の 3 人が国民健康保険に加入している場合

夫…年金収入 255 万円  
妻…給与収入 100 万円  
子…給与収入 133 万円

夫 年金収入 255 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 130 万円…①  
妻 給与収入 100 万円 - 所得控除 65 万円 = 35 万円…②  
子 給与収入 133 万円 - 所得控除 65 万円 = 68 万円…③

【改正前】

合計所得金額 (①+②+③) 233 万円  
＞ 軽減基準額 (※2) 231 万円 【2 割軽減 非該当】

※2…軽減基準額 43 万円 + { (3 人 - 1) × 10 万円 } + { 56 万円 × (3 人 + 0 人) }  
= 231 万円

【改正後】

合計所得金額 (①+②+③) 233 万円  
＜ 軽減基準額 (※3) 234 万円 【2 割軽減 該当】

※3…軽減基準額 43 万円 + { (3 人 - 1) × 10 万円 } + { (57 万円 × 3 人 + 0 人) }  
= 234 万円

(2) 軽減額の例

(例) 40歳代の夫婦で、共に給与所得があり、子ども1人の3人家族

\*子どもは、未就学児又は就学児の場合の各軽減額を記載

	加入者全員の所得合計	子どもの区分	軽減額	
			均等割額	平等割額
7割軽減	53万円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円}	未就学児	127,298円 (127,575円)	27,888円 (27,720円)
	( 53万円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円 } )	就学児	120,188円 (120,330円)	
5割軽減	146万円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円} + {31万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者)}	未就学児	97,698円 (98,025円)	19,920円 (19,800円)
	( 144万5千円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円} + {30万5千円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者)} )	就学児	85,848円 (85,950円)	
2割軽減	224万円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円} + {57万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者)}	未就学児	53,300円 (53,700円)	7,968円 (7,920円)
	( 221万円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円} + {56万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者)} )	就学児	34,340円 (34,380円)	
軽減なし	224万円超	未就学児	23,700円 (24,150円)	0円 (0円)
	( 221万円超 )	就学児	0円 (0円)	

\* ( ) …改定前の保険税率等により試算した額

\*軽減額…基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、子ども・子育て支援納付金課税額の軽減額の合計